

## 広島県告示第六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年一月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
高須四丁目 (一四六一) （二） 崩壊急傾斜地の	広島県広島市西区高須四丁目地内	表区域 示の	区域の名称
次の一図のとおり			
高須四丁目 (一四六一) （二） 崩壊急傾斜地の			の自然現象の発生原因による土砂災害
次の一図のとおり			号三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第三条第一項第一号に規定する区域で行政が土砂災害防止対策の推進を目的として定めた区域（以下「土砂災害警戒区域」といふ）

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。